

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、香川県三郎池土地改良区が土地改良事業（非補助土地改良事業（ほ場整備事業）長池地区三谷工区）計画を変更することについて平成23年3月23日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業経済部土地改良課において平成23年4月7日から同月27日まで縦覧に供する。

平成23年4月1日

香川県知事 浜 田 恵 造